

って、現在、全国の法務局・地方法務局で実施している人権侵犯事件の調査救済活動について、本省への事務・権限の引上げは困難である。

イ 人権相談

(1) 人権相談の位置づけについて

人権侵害の被害者に対する実効的な救済を図るためには、人権侵犯事件の端緒を迅速かつ的確に把握する必要があるが、そのために、全国的な規模で広く人権に関わる相談を受け付け、事件の端緒をできる限り多く得ることが不可欠である。人権相談は、相談者に対して必要な助言等を行うものであるが、同時に、人権侵犯事件の端緒を得るためのアンテナ機能として重要な役割を有するものであり、人権侵犯事件の調査救済活動と切り離して実施することは困難である。

国及び地方自治体が行う人権擁護活動は、相互に連携協力しつつ実施するものであって、それは人権相談においても例外ではなく、国民の人権擁護の観点からは、国が人権相談活動を行わず、地方自治体のみが人権相談活動を行うことは相当ではない。したがって、上記人権侵犯事件の調査救済活動と同様に、人権相談についても国が実施することが否定されるものではない。

もちろん、地方自治体が、相談活動を充実させ、住民の権利擁護を図ることは重要であるが、それをもって、国自身が一切の相談活動を行うべきでないということにはならない。現在でも、地方自治体の人権侵犯事件としての救済が必要だと判断した事案については、法務局に通報や相談がされ、国との連携・協力の下、それぞれの事案にふさわしい解決がされているのであって、今後も、この連携・協力関係を充実・強化していくことが求められていると考えている。

(2) 効果的・効率的な事務処理体制について【理由④】

国が人権侵犯事件の調査救済活動を行うことを前提とすれば、人権侵害からの実効的な救済を図るためには、まず、その活動を行う機関自らが、人権侵害のおそれのある事案をキャッチし、迅速・適切な対応をすることが重要であるが、地方自治体のみが人権相談を行い、国自身が、直接、人権相談を実施しないこととなると、人権相談で得られた情報が人権侵犯事件の調査手続にすぐに引き継がれなかったり、広域的な事件に対して十分な調査体制が迅速に組めないなど、調査手続を円滑に進めることが困難となり、人権侵害の被害者に対する簡易・迅速な行政救済が図られなくなるおそれがある。

(3) 本省への引上げについて

法務局・地方法務局ではなく、本省で人権相談を直接実施することとした場合、相談者の窓口へのアクセスが著しく困難となり、広く人権相談を受け付けることができなくなる。したがって、事務・権限の本省への引き上げは困難である。

ウ 人権啓発活動

(1) 国が直接行う人権啓発活動について【理由②】

基本的人権が尊重される社会の実現は、我が国の憲法の最も重要な目的であり、民主主義や平和主義と並んで、憲法の根本規範である。国連憲章、世界人権宣言以来の国際的な人権保障の潮流から見ても、国が自ら国内において基本的人

権の普及・高揚活動を行うべきとするのが一般的な考え方であり、パリ原則においても、人権擁護を国レベルのものとして規定している。このように、国民に人権尊重の理念を理解させるための啓発活動は、憲法の基本的人権尊重主義に基づき、国の責務として当然に行われなければならないものである。諸外国の人権擁護機関においても、その所掌事務として人権に関する啓発活動を実施しているのが一般的である（イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド、韓国など）。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）は、憲法上の要請を実定法化したものといえるが、同法において、国については、人権啓発に関する施策とそれを実施する責務が、地方自治体については、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権啓発に関する施策の策定とそれを実施する責務が、それぞれ規定されているように（4条、5条）、人権啓発活動においては、国と地方自治体とが相互に連携を図ることにより、全国的に一定水準が確保され、全国的な視点に立った人権啓発活動と、それぞれの地域に根ざした人権啓発活動との双方が確保されるのである。そして、こうした啓発活動は、国と地方自治体のどちらか一方が行って事足りるものではない。

国は、全国的な啓発活動の実施や全国的な啓発関連情報の収集及び提供、啓発活動推進のための指針の策定、地方自治体の人権啓発活動指導職員の養成支援等を通じ、我が国における人権啓発のナショナルミニマムを達成するよう努めている。例えば、北朝鮮による拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中であって、これら人権侵害問題に対しては、国自らが全国的規模で啓発活動を実施する必要がある。また、かつてのハンセン病療養者に対する誤った国の隔離政策がもとで、今なお誤った認識や偏見が存在していることに対して、国自らが啓発活動を実施する必要がある。

そして、こうした活動の一切を国が行わないとすることは、我が国における人権啓発の水準を低下させるものであって、およそ想定できるものではなく、国が人権啓発活動を行わない、あるいは、人権啓発活動に関して地域格差が生じるような事態になれば、国としての責務を放棄していると国内外から非難を受けることは免れない。

また、国が行うべき人権啓発活動について、国が基準を策定し、実施を地方自治体が行うとした場合、各地方自治体の財政状況や地域特性等を背景に地方自治体における人権啓発活動が十分に実施されない事態が考えられ、ひいては、国民にとって一定水準の人権啓発が確保されないこととなる。加えて、全国的規模で行う啓発活動については、国が基準を策定し、実施は地方自治体のみが行うとした場合は、コスト面からも、非効率にならざるを得ない。

さらに、人権擁護推進審議会の答申（「人権救済制度の在り方について」平成13年5月25日）にもあるように、「対症療法」としての人権救済と「根治療法」としての人権啓発は、人権尊重社会の実現を目標とする人権擁護行政における両輪であり、両者が互いに有機的な関係を保ちながら推進されてこそ、初めて真に効果的なものとなる。法務省の人権擁護機関では、全国で実施している人

権相談や人権侵犯事件の調査救済活動を通じて得た情報、知見等を踏まえ、全国的な啓発活動を行うべき人権課題を早期に把握して人権啓発活動を実施している。国が直接人権啓発活動を実施することが否定されてしまえば、全国的に生起する可能性があり、緊急に対応する必要がある人権課題等に対して、速やかな全国的対応をとることは困難となる。

以上述べたとおり、地方自治体がその人権啓発活動を充実させていくことは大いに期待される場所であるが、国自身が担わなければならないものについては、基準の設定等によっても、事務の適切な遂行を確保していくことは必ずしも現実的ではないと思われる。

(2) 国が地方自治体に委託して行う人権啓発活動について

国は、国が行うべき人権啓発活動のうちの一部について、都道府県及び政令指定都市等へ委託して実施している（以下「人権啓発活動地方委託事業」という。）。人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みであるが、地域の実情に合わせた効果的な啓発活動が何であるかは各地方自治体が最も良く知るところであり、各地方自治体はその判断と責任において事業を行うことが、この事業及び地域主権改革の趣旨に沿うものであることからすれば、人権啓発活動地方委託事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲することが考えられる。

ただし、同事業は、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであり、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動もされないというような事態は避けなければならないことから、同事業の移譲については、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。

なお、人権啓発活動地方委託事業の一部については、法務局・地方法務局、都道府県、市区町村、公益法人等が横断的なネットワークを形成し、構成員による効果的な共同啓発活動となるよう、国が直接マネジメントすることで全国的に一定水準の啓発活動を確保しており（「ネットワーク事業」）、当該ネットワーク事業は、国と地方自治体とが、協力・連携関係のもとで、より効果的・効率的な人権啓発活動を行うために非常に有効なものであり、引き続き、国の事業として行っていくべきものと考えられる。

(3) 国として行うべき人権啓発活動の本省への引上げについて

人権啓発については、国、地方自治体を始めとする各人権啓発実施主体が相互に連携協力していくことが、効果的・効率的な事務の執行のために必要であり、現在、各人権啓発主体がネットワーク協議会を形成し、相互に連絡・調整しながら、人権啓発活動を進めている。本省のみで、この人権啓発を行うとすると、ネットワーク協議会との十分な連携が確保できなくなり、効果的・効率的な人権啓発活動の実施に困難を来すことが予想されるため、事務・権限の本省への引き上げは困難である。

エ 人権擁護委員に関する事務

全国にあまねく配置された人権擁護委員が、それぞれの市町村で、地域の活動と連携してその職務を行うことは、全体として国民の基本的人権の擁護に資することにつながり、国の責務を果たすものといえる。国が行う人権擁護活動の一翼を担う人権擁護委員には、その職務を遂行する過程で、一定水準を確保した人権擁護活動が求められることは当然であることから、国は、全国的な視点に立った人権擁護委員の配置を図るとともに、人権擁護委員の職務遂行のため必要となる各種研修を実施し、人権擁護委員の服務、委嘱及び解嘱に関する事務等を通じ、適任者の確保や委員活動の公平性・公正性の確保に努める必要がある。

また、人権擁護委員活動に対する費用は、国の予算から費用弁償されることから、費用の支給手続においては、当該活動が国の人権擁護活動を担う人権擁護委員の職務に該当するのか適正に判断する必要がある。

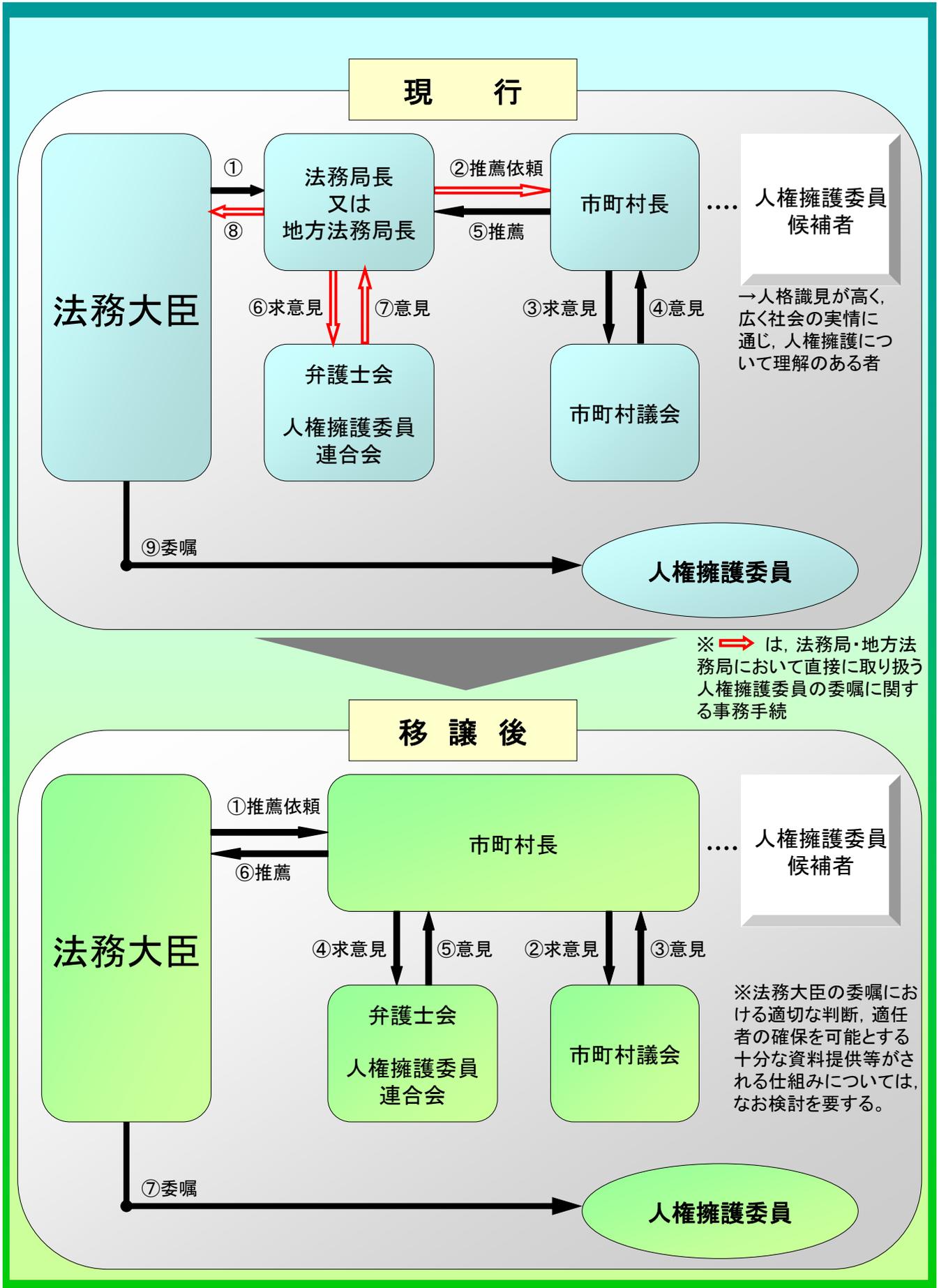
なお、人権擁護委員の活動が各地方自治体との有機的連携をもって行われることは、重要なことであり、そのため、人権擁護委員法では、人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされている。これによって、人権擁護委員の活動が、全国的見地からの活動とそれぞれの地域の実情に即した活動となることを可能としている。法務局は、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対して意見を求めるなどの人権擁護委員の委嘱に関する事務を行っているが、これらの事務を市町村に移譲することにより、市町村が、全国的見地からの活動と地域の実情に即した活動を行うにふさわしい候補者を推薦するため、自ら候補者に関するより多くの情報を収集・蓄積することが可能となることから、この人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲することが考えられる。ただし、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みと併せて検討する必要がある。

その他

(1) 国際化、情報化、高齢化、少子化等による我が国社会の急激な変化に伴い、人権問題は複雑化・多様化する傾向にある。特に、最近では、女性、高齢者、障害のある人、外国人、HIV感染者、ハンセン病元患者等に対する差別的取扱いや、夫・パートナー等による女性に対する暴力、児童、高齢者、障害のある人に対する虐待、セクシュアル・ハラスメント等が社会問題化しているほか、捜査の違法手続や拘禁・収容施設内における暴行その他の虐待等公権力による人権侵害も後を絶たない。実際に、平成19年8月に内閣府から発表された「人権擁護に関する世論調査」においても、今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがある国民が前回（平成15年実施）よりも増加しているほか、人権が侵害されるようなことが多くなってきたと感じる国民も増加しており、人権を取り巻く社会情勢が悪化していることを裏付ける結果となっている。人権の尊重が世界共通の行動基準とされるすう勢にある中、こうした人権を取り巻く社会情勢が悪化している現況をも踏まえると、国自らが国民の人権を擁護する必要性は、従来に比べ一層高いものというべきで

	<p>あつて、国は、国民の人権擁護に対してより積極的に施策を推進すべきである。なお、本年1月の江田法務大臣就任の際、菅内閣総理大臣から、同法務大臣に対して、「国民の人権が保障され、安心して暮らせる社会をつくる」ことが指示されているところである。</p> <p>(2) 政府は、新たな人権救済機関を創設するとの方針に基づき、その骨格について検討を進めてきたが、当時の法務省政務三役が平成22年6月に取りまとめた中間報告の方向性に基づき、さらに検討を進めている。この新たな機関が国際基準を満たし、人権擁護に役立つものとなるよう、人権侵犯（侵害）事件の調査救済、人権啓発の在り方及びこれら活動の実施体制を含め、我が国の人権擁護制度全般にわたる検討がされており、今回の議論もその中でされるべきものと考えている。</p>
備考	

人権擁護委員の委嘱事務について



人権啓発活動地方委託事業について

人権啓発活動

人権尊重の理念を普及させ、人権侵害から国民の安全と安心を守ることは、国の基本的責務

- ① 基本的人権尊重の理念の普及は、国民の人権保障につながるもの
- ② 全国的な視点・一定水準確保の必要性
- ③ 国際的な要請（諸外国では国レベルの人権機関が人権啓発を実施）

人権啓発活動地方委託事業

国が全国的に一定水準の啓発活動を確保する観点から、地方自治体に対して、人権啓発活動を委託するもの
（人権教育啓発推進法9条）

ネットワーク事業

法務局，地方自治体等が各地で横断的なネットワークを形成し，ネットワークの中で国が直接マネージメントを行うもの

H22
 予算額
 8億4千万円

引き続き国の事業として実施

非ネットワーク事業（移譲対象事業）

地方自治体が各地域の実情を反映させるなど独自性を活かした啓発活動

- （例） 講演会の開催
 啓発資料の作成・配布
 スポット広告放送の提供
 新聞広告の掲載 など

H22
 予算額
 8億7千万円

【現在】

全国的な啓発活動の一定水準確保のため

- 都道府県提出の事業計画の審査
- 都道府県提出の精算報告書の審査
- 委託事業全般にわたる実地調査
- 委託事業の実施効果に関するアンケート調査・意識調査の結果分析



一定水準維持のための新たな方策を検討する必要あり

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 4 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	医療法人（広域）等の監督
----------------	--------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（委譲する事務・権限名）</p> <p>○医療法人（広域）等の監督</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関する事項 ・事業報告書等の届出に関する事項 ・医療法人からの報告聴取、立入検査に関する事項 ・医療法人の法令等の違反に対する措置命令に関する事項 ・社会医療法人の認定 等 <p>（留意点）</p> <p>2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務が実施されることが必要。</p> <p>なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うこととなる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費 38百万円の内数（平成22年度予算）
関係職員数	42人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管医療法人数 H19 771 H20 803 H21 828 2. 定款変更認可件数 H19 514件 H20 642件 H21 364件 3. 非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数 H19 3件 H20 1件 H21 4件 4. 特別代理人の選任認可件数 H19 6件 H20 8件 H21 9件 5. 事業報告書等の受理及び審査件数 H19 674件 H20 728件 H21 828件 6. 役員変更届の受理および審査件数 H19 544件 H20 676件 H21 667件 7. 登記届の受理及び審査件数 H19 592件 H20 679件 H21 803件 8. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む） H19 438件 H20 459件 H21 445件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>【目的】 2以上の都道府県の区域において医療機関を開設する医療法人の設立認可及びその運営に係る指導監督等については、国が一元的に行うことにより、医療法人の本部とその開設するすべての病院等の実態を総合的に把握し、医療法人の病院等の運営状況の確認等をするもの。</p> <p>【根拠法令】 医療法第 68 条の 2（同条の規定により読み替えて適用される医療法第 42 条の 2 第 1 項及び第 2 項等）</p> <p>【関係する計画・通知等】 ・医療法人制度について（平成 19 年 3 月 20 日医政発 0330049 号） ・医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年 3 月 30 日医政指発 0330003 号）等</p> <p>【具体的な業務内容】 ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関する事項 ・事業報告書等の届出に関する事項 ・医療法人からの報告聴取、立入検査に関する事項 ・医療法人の法令等の違反に対する措置命令に関する事項 ・社会医療法人の認定等</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>監視監査指導等経費 38百万円の内数（平成 22 年度予算）</p>
<p>関係職員数</p>	<p>42 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）</p>
<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>1. 所管医療法人数 H19 771 H20 803 H21 828</p> <p>2. 定款変更認可件数 H19 514 件 H20 642 件 H21 364 件</p> <p>3. 非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数 H19 3 件 H20 1 件 H21 4 件</p> <p>4. 特別代理人の選任認可件数 H19 6 件 H20 8 件 H21 9 件</p> <p>5. 事業報告書等の受理及び審査件数 H19 674 件 H20 728 件 H21 828 件</p> <p>6. 役員変更届の受理および審査件数 H19 544 件 H20 676 件 H21 667 件</p> <p>7. 登記届の受理及び審査件数 H19 592 件 H20 679 件 H21 803 件</p> <p>8. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む） H19 438 件 H20 459 件 H21 445 件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A-a</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人は、医療機関を開設する法人であるため、利用者に悪影響を及ぼさないよう、法人の指導監督は、確実に、適正に行われなければならない。 ・このため、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある医療法人の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ・なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うこととなる。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	